

福岡市内
就労移行支援事業所 管理者 様
就労継続支援事業所 管理者 様

福岡市福祉局障がい施設福祉課長

就労移行支援及び就労継続支援における
在宅でのサービス利用にかかる支援について（通知）

平素より、本市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

在宅でのサービス利用にかかる支援（以下「在宅就労支援」という。）については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（令和 7 年 3 月 31 日付障障発第 0331 第 2 号最終改正、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知、以下「留意事項通知」という。）において示された取扱いに基づき、各事業所において実施していただいております。同通知で示された要件をすべて満たす場合に報酬の算定を可能としております。

この度、在宅就労支援の実施手順について、福岡市の利用者に対する新たな取扱いを定めて通知いたします。

また、留意事項通知で示された要件を満たさずに在宅就労支援を実施した場合、報酬の返還対象となりますので、各事業所におかれましては、同要件を改めて確認のうえ、適切に実施していただきますようお願いいたします。

記

1 在宅就労支援の考え方

在宅就労支援は、新たな生活様式の定着を見据えた就労形態であり、利用者の障がい特性等を踏まえ、利用者からの希望があり、同意を得た上で、その支援効果が認められる場合に行われるものである。

なお、実施にあたっての環境整備等については、「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン」を参考にすること。

2 在宅就労支援の対象者

在宅就労支援を希望する者であって、事業所によるアセスメントの結果、在宅就労支援による具体的効果が認められる者とする。

(1) 利用者からの申出とアセスメント

- ア 利用者から在宅就労支援を希望する申出があった場合に、その希望理由を確認し、通常のアセスメントに加え、在宅就労を行うにあたり必要と考えられる利用者自身の健康面・生活面・基本的労働習慣等における自己管理能力等を確認するという観点から、在宅就労支援を行う妥当性を判断するためのアセスメントを行うこと。
- イ 希望理由とアセスメントの結果から、在宅就労支援を行うことが適切かつ効果的であると判断した場合は、その具体的支援効果をアセスメントシート等に記録すること。

(2) 利用者の同意

- ア 具体的な支援効果及び支援内容を、個別支援計画の原案等に記載の上、利用者に提示し、その支援を受けることについて利用者から同意を得ること（相談支援事業所が実施するサービス担当者会議録に置き換えても可）。
- イ 当該支援について、通常に通所による支援と同様、所得区分により利用者負担が発生する場合はその旨を説明すること。
- ウ 完成した個別支援計画に、在宅就労による支援目標や具体的な支援内容等を明記し、利用者及び指定特定相談支援事業者等へ交付すること。

(3) 適用日

令和7年11月1日から適用する。

なお、既に在宅でのサービス提供を行っており、必要なアセスメントを行っていない利用者については、令和8年1月31日までに対応すること。

3 在宅就労支援における報酬算定の要件

上記2の対象者要件を満たす者であって、下記、(1)～(7)の要件をすべて満たす場合に、報酬を算定することができるものとする（留意事項通知を参照）。

- (1) 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記していること。
- (2) 指定権者から求められた場合には訓練・支援の状況を提出できるようにしておくこと。
- (3) 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが常に確保されていること。
- (4) 在宅利用者に対し、1日2回は連絡・助言又は進捗状況の確認を行い、日報を作成すること。また、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- (5) 緊急時の対応ができること。
- (6) 在宅利用者からの疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供

できる体制を確保すること。

(7) 事業所職員の訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

(8) 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅又は事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。

※(7)が通所により行われ、あわせて(8)の評価等も行われた場合、(8)による通所に置き換えて差し支えない

※その他、在宅と通所による支援を組み合わせることや、利用者が希望する場合にサテライトオフィス等でのサービス利用も可能

4 注意すべき事項

(1) 本取扱いの対象者は、福岡市で支給決定を受けている利用者に限る。

(2) 在宅就労と通所を組み合わせることも可能だが、その日の利用者の体調や事業所の都合等により自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に組み合わせる利用させること。

(3) 在宅就労支援については、報酬算定上、通常に通所による支援と考え方は同じであり在宅就労時に別の障がい福祉サービスを同時に受けることはできない。

※ 在宅就労支援の実施にあたっては、計画相談事業者、共同生活援助事業者等の他の障がい福祉サービス事業所とも連携し、適切にサービスを提供すること。

(4) 作成した記録の保存期間は、サービスを提供した日から5年間とする。

5 添付資料

(1) 「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(令和7年3月31日付障障発第0331第2号最終改正、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

(2) 「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン」(令和3年3月、PwC コンサルティング合同会社)

(3) 「令和3年度以降の在宅でのサービス利用にかかる支援開始の届出について(依頼)」(令和3年3月16日付保障福第1909号、福岡市保健福祉局障がい福祉課長通知)

6 問い合わせ先

〒810-8620 福岡市福祉局障がい施設福祉課

TEL : 092-711-4249 FAX : 092-711-4818

E-mail : syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp